



被扶養者の認定要件を確認しましょう



年度末及び年度初めの時期は、被扶養者の異動も多い時期です。
この時期多く見られる被扶養者の認定・取消の要件を下表に記載していますので、いずれかに該当する方は所属所経由で手続きを行ってください。
詳細については、「福利厚生ハンドブック」をご覧ください。

◆被扶養者の認定

認定要件に該当した場合は、その要件を備えた日から30日以内に所属所(学校等)を経て「被扶養者認定申告書」に必要な書類を添付し、提出してください。普通認定(扶養手当あり)と特別認定(扶養手当なし)では提出書類が異なりますので、「福利厚生ハンドブック」②3ページ「●提出書類」の表を参照してください。

詳細は「福利厚生ハンドブック」②2ページ～②4ページ、様式は(様)②10ページ、記入例は(記)②7ページに掲載しています。

注意：事実発生日から30日を超えて申告した場合は、被扶養者認定申告書に記載された「所属所受理年月日」が認定日になりますのでご注意ください。忘れずに30日以内に申告しましょう。

認定要件	認定日	認定要件の事実発生日を確認するための必要書類等
退職	退職した日の翌日	・退職辞令(写)、離職票(写)、加入していた健康保険の資格喪失証明書等
生計維持者の退職による扶養替え	退職した日の翌日	・退職辞令(写)、離職票(写)、加入していた健康保険の資格喪失証明書等 ・戸籍謄本
同居	同居した日	・住民票謄本 <small>※同居要件が必要な方との同居による認定(「福利厚生ハンドブック」②2ページ「被扶養者として認定できる親族の範囲」を参照してください。)</small>
収入減少	収入の減少が確定した日 または 減少する見込みがたった日	年額130万円(障害年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者または60歳以上は180万円)の収入限度額に満たないとき、または見込まれるとき ・確定申告書及び収支内訳書(写)・・・申告を行った日が認定日(所得税法上の必要経費とは異なる取扱いになりますので、支部へご確認ください。) ・年金改定通知書(写)・・・受領した日が認定日 ・雇用契約書(写)・・・労働条件の変更日が認定日 (収入超過で取消になっていた場合は、労働条件の変更により認定が可能です。)

◆被扶養者の取消

取消要件に該当した場合は、速やかに所属所(学校等)を経て「被扶養者取消申告書」に必要な書類を添えて提出してください。

詳細は「福利厚生ハンドブック」②4ページ、様式は(様)②10ページ、記入例は(記)②8ページに掲載しています。

注意：提出の遅れによりさかのぼって取消になった場合は、医療費の返還が生じることがありますのでご注意ください。

取消要件	取消日	取消要件の事実発生日を確認するための必要書類等
就職	就職した日	・就職辞令(写)、加入した健康保険証(写)等
別居	別居した日	・住民票謄本 <small>※同居要件が必要な方との別居による取消(「福利厚生ハンドブック」②2ページ「被扶養者として認定できる親族の範囲」を参照してください。)</small>
雇用保険受給	支給期間初日	・雇用保険受給資格者証(写)、失業者退職手当受給資格者証(写) <small>※日額3,612円以上の雇用保険失業給付金を受給することになったとき</small>
収入超過	収入が超過した日 または 超過する見込みがたった日	<ol style="list-style-type: none"> 年額130万円(障害年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者または60歳以上は180万円)以上の恒常的な収入があると見込まれるとき (個人年金や財形年金を解約などで一括で受け取る場合は、恒常的収入ではありません。) ・雇用契約書(写)・・・労働条件の変更日が取消日 ・年金改定通知書(写)・・・受領した日が取消日 ・個人年金、財形年金の通知書(写)・・・受領した日が取消日 事業所得、農業所得、不動産所得、配当所得などの収入が限度額を超えたとき ・給与以外の所得は、確定申告書及び収支内訳書(写)・・・申告を行った日が取消日(所得税法上の必要経費とは異なる取扱いになりますので、支部へご確認ください。) 月額108,334円以上の収入が3カ月連続したとき 複数の恒常的収入がある場合は、毎月合算した額が基準月額を超えていないか確認をしてください。 ・毎月の給与明細書で確認 給料が翌月払いの場合・・・3カ月目の給料日翌日が取消日 給料が当月払いの場合・・・4カ月目の初日が取消日 <p>(手続きの際は、「超過前」の給与明細と「超過後」の給与明細3カ月分、あわせて4カ月分の給与明細が必要です。) ※詳細は「福利厚生ハンドブック」②4ページ「5.被扶養者の取消」をご覧ください。</p>

※被扶養者の認定・取消ともに、必要に応じて上記以外の書類が必要な場合があります。必要書類等が不明な場合はご連絡ください。

